

第12回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成30年12月7日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 中川美那子 ・ 江崎 美咲
古田 薫 ・ 松野 芳正

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 江崎 和浩 ・ 國井 忠男

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎
栞原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 鷺見 郁雄 ・ 辻 政廣
戸崎 和美 ・ 豊吉 育夫 ・ 丹羽喜美夫 ・ 林 俊朗
福井 正弘 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 忠彦
山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦
主任主事 中山 瞳 主任主事 大嶽 紘代
主任主事 小栗 照之 主任主事 川口 尚杜
主事 坂口 由充加

議 案

第 7 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について

第 7 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

第 7 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

第 8 0 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

第 8 1 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

議 長

それでは、平成 3 0 年第 1 2 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、1 8 名中 1 5 名ですので、本会議は成立することを報告致します。

議 長

なお、本日は体調不良で声が出しづらいため、議事の進行を清水健吉会長職務代理者をお願いします。

清水代理

それでは、議長に代わって私、清水健吉が議事の進行を務めさせていただきます。

清水代理

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

清水代理

それでは、議席番号 7 番、西垣隆委員、議席番号 8 番、山口基治委員、よろしくをお願いします。

清水代理

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしくをお願いします。

清水代理

それでは、議案の審議に入ります。議案第77号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第77号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、七郷地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細2番、七郷地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細3番、市橋地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細4番、三輪山県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細5番、柳津地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

清水代理

ただいま、議案第77号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番及び2番の七郷地区の申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権移転をするものであります。

申請地では野菜を栽培する予定とのことです。譲受人は、七郷地区を担当する農地利用最適化推進委員であり、七郷地区の担い手である七郷営農の一員でもあるため、農業経験も豊富です。

地域の取り決めも理解しており、許可については問題ないと考えております。

続きまして申請明細2番ですが、農業経営を縮小する譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ所有権移転をするものであります。

11月22日に七郷地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。申請地ではみかんを栽培する予定とのことです。譲受人は、今回の申請地と隣接する農地で、果樹や水稻を栽培しており農業経験も豊富です。

地域の取り決めも理解しており、許可については問題ないと考えております。

清水代理

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ3番の市橋地区からの申請については、担当地区の永田昭三委員、御説明をお願いします。

永田委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、市内では耕作しておりませんが、近郊で、水稻の栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。11月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は、申請地で水稻の栽培を行うとのことで、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

清水代理

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ4番の三輪山県地区からの申請については、担当地区の山口基治委員、御説明をお願いします。

山口委員

今回の申請は、農業経営の縮小を図る譲渡人から農業経営の拡大を図る譲受人へ農地の所有権を移転するものです。

11月19日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人が耕作する農地の多くが三輪地区内にあり、それらの農地では、これまで水稻栽培を行っておられ、今回の申請地においても水稻を栽培する予定とのこととす。

地域の取り決めも理解しており、許可については問題ないと考えております。

清水代理

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番の柳津地区からの申請については、担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、離農したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、水稻や野菜の栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。11月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

清水代理

ありがとうございました。

議案第77号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

清水代理

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

清水代理

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

清水代理

引き続きまして、議案第78号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第78号農地法第4条第1項の規定による農地

転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、5ページの用途区分別総括表にありますように、農家住宅が1件で、転用面積は、田135平方メートルとなっております。

6ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、西郷地区の申請内容は、農家住宅敷地に転用するものでございます。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

清水代理

ありがとうございました。議案第78号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

清水代理

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

清水代理

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

清水代理

引き続きまして、議案第79号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第79号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

8ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が1件、その他が2件、合計3件で転用面積は、畑1, 155平方メートルとなっております。

9ページをお願い致します。

申請明細1番、黒野地区の申請内容は、賃貸借設定による仮設現場事務所への一時転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細2番、黒野地区の申請内容は、使用貸借設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細3番、方県地区の申請内容は、所有権移転による駐車場及び排水路への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。ただし、今回の申請は、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため、許可し得るものです。

以上でございます。

清水代理

ありがとうございました。議案第79号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

清水代理

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

清水代理

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

清水代理

引き続きまして、議案第80号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出33件、第4条届出10件、第5条届出54件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第80号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

11ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました33件の内訳は、

田が105筆78,654平方メートル、

畑が69筆23,196.89平方メートルで、

計174筆101,850.89平方メートルでありました。

続きまして12ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が3件、集団住宅その他が1件、店舗等施設が1件、農林漁業用施設が1件、貸駐車場・資材置場が4件、合計10件で、面積と致しましては、

田、畑合計で3,159.70平方メートルとなっております。

受理明細は13ページから15ページに記載してございます。

続きまして16ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が17件、集団住宅その他が19件、学校用地が3件、官公署・病院等公的施設が2件、工・鉱業用地が2件、店舗等施設が3件、貸駐車場・資材置場が5件、その他が3件、合計54件で、面積と致しましては、

田、畑合計で26,204.12平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、17ページから30ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成

30年11月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

清水代理

ただいまの議案第80号については、報告議案でございますので御承知おきください。

清水代理

引き続きまして、議案第81号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は5件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは議案第81号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

32ページをお願い致します。

今回は、5件提出されており、特例適用農地面積は、田が1,216平方メートル、畑が2,688平方メートルで、計3,904平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

清水代理

ただいま、議案第81号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

清水代理

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

清水代理

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

清水代理

引き続きまして、現在、黒野地区、岩地区及び芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村議員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。
現在埋戻し作業が行われており、11月30日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。
今後も農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

清水代理

ありがとうございました。
続きまして、岩地区及び芥見地区の工事の進捗状況について、担当地区の私、清水健吉が説明致します。

清水代理

岩地区内1件及び芥見地区内1件の砂利採取の状況を報告致します。
11月30日に県及び市の関係部局による定期立入検査を行っております。
岩滝西3丁目地内及び芥見嵯峨2丁目地内の砂利採取につきましては、いずれも現在埋戻し作業を行っておりますが、特に問題は確認されておられません。
今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

清水代理

ありがとうございました。
ただいま報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

清水代理

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。
なお、黒野地区、岩地区及び芥見地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 4 5 分閉会を宣す。